

議員提出第1号議案

集団的自衛権行使容認の「閣議決定」撤回を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成27年3月30日

提出者	稲城市議会議員	岡田	まなぶ
〃	〃	遠藤	くに子

(提案理由)

政府に集団的自衛権行使容認の「閣議決定」撤回を求めるため。

## 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」撤回を求める意見書

昨年7月政府は、国民多数の反対の声を押し切って、集団的自衛権行使容認などの解釈改憲の閣議決定を強行した。これまで歴代政府は、憲法9条の下に容認される自衛権の行使は、自国を防衛するために必要最小限の範囲にとどめるものとし、集団的自衛権の行使は、日本に武力攻撃がなくても密接な関係国と共に武力を行使することであり、自衛のために必要最小限度の範囲を超えるもので、憲法上許されないとしてきた。この閣議決定は、歴代政府の憲法解釈を大きく変えるものであり、憲法9条を形骸化するものである。

集団的自衛権の現実の危険は、2001年のアフガニスタン報復戦争、2003年のイラク侵略戦争のような戦争をアメリカがおこしたさいに、従来の海外派兵法にあった「武力行使はしない」「戦闘地域に行ってはならない」という2つの歯止めを外し、自衛隊が従来の「戦闘地域」まで行って軍事活動をするようになる。というところにある。

集団的自衛権行使とは、日本の国を守ることでも、国民の命を守ることでもない。アフガン・イラク戦争のような戦争で、自衛隊が米軍と肩をならべて戦争を行う、「海外で戦争する国づくり」そのものである。

よって、稲城市議会は、日本を「海外で戦争する国」につくりかえる憲法違反の集団的自衛権行使の「閣議決定」の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月30日

稲城市議会議長

中山 けんじ

内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長 殿

議員提出第2号議案

原発再稼働中止、再生可能エネルギーへの抜本的転換を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成27年3月30日

提出者	稲城市議会議員	岡田	まなぶ
	〃	遠藤	くに子

(提案理由)

政府に原発再稼働中止、再生可能エネルギーへの抜本的転換を求めるため。

## 原発再稼働中止、再生可能エネルギーへの抜本的転換を求める意見書

政府は、鹿児島県川内原発、福井県高浜原発を皮切りに、全国の原発を再稼働させようとしている。しかし、再稼働の前提となる「新規制基準」には、過酷事故に対する住民の安全確保も、複数の原発が同時に事故を起こした場合の対策も考慮されていない。巨大噴火への備えもまともな避難体制もない。「噴火は予知できる」という新たな「安全神話」で、原発の再稼働を強行することを認めるわけにはいかない。

福島原発事故は、原発が抱える危険性と事故被害の深刻さを明らかにした。福島では、いまなお12万人を超える方々が避難生活を余儀なくされ、事故の収束も、原因究明もできていない。福井地裁は、「生存権を基礎とする人格権」が奪われる可能性があるとして、大飯原発の運転差し止めを命じている。

いま日本で動いている原発は一つもない。「稼働原発ゼロ」になって1年5カ月が経過した。

この間、国民も企業も省エネの努力をして、電力消費を減らし、その省エネ努力は「原発13基分」にあたると言われている。

「原発ゼロ」に踏み出したドイツでは、再生可能エネルギーの割合が、2000年の6%から、今年には28.5%となり、一番の主要電源となっている。

国民の多数は再稼働に強く反対している。この声に真摯に耳を傾け、「原発ゼロの日本」の実現をめざして、再生可能エネルギーへの抜本的転換をはかる。これこそ3・11を経験した日本が進むべき道である。

よって、稲城市議会は、政府に対し、原発再稼働中止、再生可能エネルギーへの抜本的転換を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年3月 30 日

稲城市議会議長 中山 けんじ

内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長 殿